

「千葉市中小企業者事業継続給付金」の申請受付を開始します！ ～持続化給付金の対象外となる事業者向け給付金を創設～

千葉市では、国が実施する持続化給付金等の対象外となる中小企業者を対象にした市独自の給付金の申請受付を、9月14日から開始しますので、お知らせします。

1 事業の目的

国では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が対前年同月比50%以上減少している事業者を対象に給付金を給付していますが、事業収入減少率が50%未満で対象外となっている事業者も多数存在しています。

そこで、国の給付金の対象外となる中小企業者の方を対象に、新たに事業者向けの給付金制度を創設し、市内中小企業者の事業継続を支援することを目的とします。

2 給付対象者

- (1) 令和2年3月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小企業者等
- (2) 国の持続化給付金及び千葉県中小企業再建支援金（事業収入減少率が50%以上の場合）の給付を受けていない者（申請を含む）
- (3) 令和2年1月から申請月の前月までの間で、任意の一月の事業収入が、前年同月比20%以上50%未満減少している者
- (4) 引き続き千葉市内で事業継続の意思がある者

3 給付金額

1 事業者あたり一律20万円

4 給付対象者数（想定）

2,000件

5 申請方法

オンライン又は郵送で申請してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口での受付はありません。

(1) オンライン申請

以下のホームページから申請してください。

ア 法人向け

【URL】<https://amarys-jtb.jp/chiba5/>



イ 個人向け

【URL】<https://amarys-jtb.jp/chiba6/>



(2) 郵送申請

以下の宛先に必要事項を記入の上、郵送してください。（消印有効）

〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号 IMI 千葉富士見ビル4階
千葉市中小企業者事業継続給付金事務局

6 受付期間

令和2年9月14日（月）から12月14日（月）

7 問い合わせ先

千葉市中小企業者事業継続給付金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

電話 043-202-1821

8 添付資料

- (1) 千葉市中小企業者事業継続給付金チラシ
- (2) 申請の手引き